

# 令和2年度第1回稲城市総合教育会議

# 議事録

## 1. 実施概要

<b>日時</b>	令和3年3月24日（水） 13時30分～15時05分	
<b>場所</b>	市役所6階 601・602会議室	
<b>議題</b>	(1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入について (2) その他	
<b>出席者</b>	構成員	稲城市長 高橋 勝浩 稲城市教育長 加藤 明 稲城市教育委員会 教育長職務代理者 今泉 浩史 稲城市教育委員会委員 澁谷 香織 稲城市教育委員会委員 杉本 真紀子 稲城市教育委員会委員 吉田 伸幸
	事務局 ・ 説明員	企画部長 芦沢 政美 教育部長 石田 昭男 教育部教育指導担当部長 大川 優 教育部教育総務課長 町田 義信 教育部指導課長 高橋 達也 教育部生涯学習課長 奥谷 庸子 教育部教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎 教育部指導課指導係長 伊藤 まどか 教育部生涯学習課社会教育・公民館係長 高木 蓉子
	事務局	企画部企画政策課長 小澤 一浩 企画部企画政策課企画政策係長 稲垣 裕也 企画部企画政策課企画政策係 鶴見 愛
<b>配布物</b>	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入について	

## 2 内容

市長 今日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ありがとうございました。

今日は、令和2年度の第1回となります。あと数日で年度が変わるわけで、開催ができなくて申し訳ありませんでした。限られた時間ではありますが、ぜひよろしくをお願いします。

定刻となりましたのでこれから令和2年度第1回稲城市総合教育会議を開催いたします。

早速議題の方に入ります。議題の(1)コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入について、を議題といたします。本件について、まず事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入について」に基づき説明。】

市長 ありがとうございます。それではこれより、議題についての議事を進行させていただきたいと思います。まずは、ただいま事務局から説明がありました内容について何か質問がございましたら、よろしくをお願いします。

杉本委員 詳しいご説明ありがとうございます。一点確認したいのですが、今ご説明を伺っているところでは、これまでの本市の地域と学校との連携ということで、長年実践してきた、大変特色ある意義ある取り組みの土壌があるということは確認することができました。その上で、事務局が方向としてはコミュニティ・スクール設置の方向で考えていらっしゃるのだなということも伝わってきたのですが、そのこのところの大きな理由というのがいま一つ、何を目指しているのか、どんなふうデザインを考えているのか、そのこのところをもう一步、確認させていただきたいと思います。要するに、なぜ稲城市でコミュニティ・スクール設置の方向を考えているのかというところをもう少し具体的に確認したいと思います。お願いします。

市長 事務局、お願いします。

教育総務課長 法的根拠に基づくコミュニティ・スクールを設置する理由でありますが、現在も地域に根ざした学校作りを行っているところでございます。新制度と現在やっているものにつきましては、開かれた学校作り、というところでは共通しているかと思えます。また、地域のご意見をいただきながら、そのニーズを取り込んで学校運営に反映してより良い教育活動の実現に取り組むという点も一致しているところでございますが、法に基づくコミュニティ・スクールにつきましては、一定の権限がもたらされておりますので、より意見が通りやすいとい

いますか、学校運営に関する参画の度合いが進むことによって、さらに、より良い教育の実現に近づくのではないかと、というふうに考えているところでございます。

**杉本委員** 全体としては承知いたしました。課題があるという方向の考え方よりも、今の状態にプラスの方向で考えていらっしゃるのかなというふうに受け取ったところです。その方向で事務局が考えていらっしゃるということは、やはり稲城市の教育をどうしたらいいか、ということの本気になって考えていらっしゃるのだなと受け取ったところです。ありがとうございます。

**市長** ほかに。どうぞ。

**今泉委員** 今現在、学校運営連絡協議会等、三つ指導課長の方からご説明ありましたけれども、これにもう一つ、このコミュニティ・スクールをプラスし、並列させるという考え方でよろしいのでしょうか。

**教育総務課長** 地域を活用した組織について指導課長から説明しましたが、現在の学校運営連絡協議会が学校運営協議会と似たような点がございまして、事務局といたしましては、今現在ある学校運営連絡協議会を軸にいたしまして、こちらを活用した形で、学校運営協議会にレベルアップといえますか、そういった形にできないかというふうなイメージを持っているところでございます。

**今泉委員** そうすると、学校運営連絡協議会が衣替えをするような形になっていくと。学校支援コンシェルジュや、歴史の長い地域教育懇談会についてはどのような形になりますか。

**教育総務課長** 学校支援コンシェルジュにつきましては、そのまま活用できたらというふうに考えております。また、地域教育懇談会につきましては、稲城市の子どもの範囲がこちらの方が少し広がっておりますので、少し別物ということで残していく必要があるかというふうには考えております。

**今泉委員** 承知しました。地域教育懇談会については、非常に構成数が多いということもありますし、昭和 60 年からということで非常に長い歴史を持っておりますので、この辺りをうまく折り合いをつけながらコミュニティ・スクールの方も導入していくということで理解しました。ありがとうございます。

**加藤教育長** 今現在ある学校運営連絡協議会は、各学校で行っていると思いますが、この協議会における課題はあるのでしょうか。

**指導課長** 課題につきましては、特段これといった課題があるというふうな報告は教育委員会の方には上がっておりません。

**加藤教育長** そうしますと、先ほどいわゆる衣替えという話がありましたけれど

も、それに変わっても支障はないという理解でよろしいのでしょうか。

**教育総務課長** こちらにつきましては、レベルアップになると思っておりまして、こちらを軸にして活用していくという部分には支障ないと考えております。

**今泉委員** 今のところに関連してなんですけれども、レベルアップということで承知しましたが、コミュニティ・スクールの役割のところ、まず①として、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」とあるのですが、これが地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項で、「承認を得なければならない」というふうになっており、今の学校運営連絡協議会は、特に承認までは求めていません。今後、コミュニティ・スクールという形になった場合には、この学校運営の基本方針について、承認するか否かということを確認し、承認を得ると。万が一承認を得られないということはないのだろうかという前提では聞いているのですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

**教育総務課長** これまでの学校運営連絡協議会につきましては、基本的には校長が委員に意見を聞くような形だったと思うのですが、法に基づくものにつきましては、基本方針をしっかりと説明して、それに対して、承認するというものです。

これは国のQ & Aになるのですが、校長は承認が得られない場合は、丁寧に説明をし、承認が得られるようにしなければならないというようなことになってございます。ただ、万が一どうしてもという時には承認が得られなくてもということもあります。一応そういったところの中で、説明を懇切丁寧に行っていくというようなことになってございます。

**杉本委員** 今のご説明のところ、一部気になったところがありましたので、確認させていただきたいと思っております。承認というところについて、国としては、「承認」という言葉で地方教育行政の組織及び運営に関する法律で語ってはいますけれども、そのところは、どのレベルのことを承認とするのか、何をもって市として承認とするのかというのは、おそらく今後規則で決めていけばいいのかなと考えているところです。

先ほどから事務局の方では、学校運営連絡協議会が衣替えするという説明の仕方ではありますけれども、ただ、この学校運営連絡協議会とコミュニティ・スクール設置の要件である、学校運営協議会制度では、やはりそのところの差が大きく、異なっているということを考えて臨まなければいけないかなと思っております。少し回りくどい言

い方になってしまっていると思いますが、要するに、学校の教育課程を承認してくれるかどうかということで「承認してくれなかったら」というレベルのことで語るのではなくて、社会に開かれた教育課程の新しい学習指導要領のコンセプトであるものの実現にも資するための法改正でもありますので、一緒に地域の教育課題を考えて、家庭教育、地域での社会教育、そして学校教育、何が課題かというのを承認ということを超えて一緒に考えていくというのが目指すところではないかと思っておりますので、そののところまでのレベルに引き上げて考えていくことが必要かなと考えているところです。質問でなくて意見になってしまって申し訳ございません。

**市 長**                   ご意見として承りますが、それに対して事務局何かありますか。

**教育総務課長**       今いただいたご意見に関しまして、検討してまいります。

**澁谷委員**           杉本委員のご意見と少し重なっている部分があるかと思いますが、承認という件に関しまして、コミュニティ・スクールというものは、学校の運営の基本方針を地域の人たちに理解してもらおうということが大前提ですよね。閉鎖的なイメージがあったものを地域全体として理解して、子どもたちを育てていくというイメージであれば、杉本委員がおっしゃったように「承認」というのはどういうレベルにするかということはあるかと思っておりますが、開かれた学校ということから考えると、とても意味のあることではないかと考えております。意見です。

**市 長**                   ありがとうございます。ご意見として伺いますけれども、事務局何かコメントありますか。

**教育総務課長**       澁谷委員がおっしゃった通り、承認の趣旨としては、地域の方に理解していただくことだと思いますので、そういったところを踏まえ、これから稲城市としての制度設計を検討していきたいと思っております。

**吉田委員**           コミュニティ・スクールを導入するに当たって、地域、住民、また、保護者も巻き込んだ形での協議会になると思うのですが、その中で例えば、放課後又は土曜日・日曜日の子どもたちの居場所作りはどう変わっていくのでしょうか。それとも、そういうところまで含めた形での協議会になるのか、教えてください。

**教育総務課長**       コミュニティ・スクールにつきましては、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる、③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができるというところですので、学校運営協議会の中では、放課後だとかというところは範囲には入っていないと考えております。

**今泉委員**           コミュニティ・スクールを導入するのであれば、この協議会を通じ

て、子どもたちの安全安心を確保するとか、子どもたちの学力の向上だとか、そういうことも目的の一つになっていると思うので、その辺りを含めて、学校外のまちづくりを通じた学校作りみたいなものを併せ持っていけたらいいのではと思います。意見です。

**教育総務課長** 放課後でありますとか、そういったところとの学校運営協議会との関係につきましても、今後整理し、検討していくべきところは調整していきたいというふうに考えております。

**市長** その辺りは調整していいのでしょうか。所掌範囲を超えるのではありませんか。

**指導課長** 私の方からつけ加えさせていただきます。学校運営協議会の方は、先ほど教育総務課長からご説明があった通りの内容でございますので、例えば放課後や休日等のことにつきましては地域教育懇談会の方でも話題にしていけると思いますので、そちらで取り上げていくことは可能かと思っております。

**杉本委員** 学校が地域と関わることで、学校もより一層「まち」というものに目を向けていくきっかけになる可能性もあると思います。今までの学校運営連絡協議会ですと、教育課程をあくまでも「追認」又は「こういうことやっているのですか。そうですね。いいですね。意見です。」そんなようなやりとりだったのではないかと思います。それが、地域を含めて学校以外の社会に生きる方々が教育課程の承認というところまで入るということは、学校のプログラムがより広がるという可能性も見ていきながらの教育課程の承認という考え方にしていけば、稲城市での取り組みが、もっと幅広く子どもたちの活動のフィールドや視点のフィールドも広がっていくかなというふうに思っています。

南山小学校が良い例として挙げられるかと思うのですが、南山小学校は2年間続けて、今までできていた稲城市の産業ですとか、昔遊びに一つバージョンアップして、広告のデザインの専門の方、マーケティングの専門の方、お菓子の専門の方ですとか、そういった方まで取り入れ、教育課程を地域の方々と作った好事例と言えるのではないかと思います。そのように教育課程を広げていくということが、稲城市の他の学校にも法的根拠を持った形でのコミュニティ・スクールの成果として広げていけるという可能性はあるかなと考えています。もし本当に取り組むのなら、希望や夢を持って一緒に取り組んでいければと思っています。

**教育総務課長** 杉本委員がおっしゃった通り、教育課程において、地域の意見でありますとか参画によって広がっていくところは可能性としてはあるのかなと思っております。また、教育課程については承認するもので

はないというふうに考えております。

**加藤教育長** 今、教育総務課長の回答の中で、「教育課程は承認しない」とありましたが、そのような考え方でよろしいのでしょうか。

**指導課長** 教育課程というよりは、学校運営の基本方針、これについての承認をするということになっております。教育課程自体は、教育委員会がそれを受理するという形になっておりますので、教育課程の中身についてご意見をいただくことは想定としてあると考えております。

**加藤教育長** あくまでも学校の基本方針について承認をするという団体がこれだということですよ。

**指導課長** その通りでございます。

**市長** ご意見ご質問が出尽くしましたので、簡単にまとめに入りたいと思います。また何かご意見ありましたらお願いします。

まず大前提に、共通認識をしておかなければならないところからですが、コミュニティ・スクールというのは、学校がある程度閉鎖的で、その中でいじめの問題であるとか、色々な価値観の問題、それが世間と隔絶されているという部分もあって、そういうものを解決する一つの方法として、地域が関与するという開かれた学校みたいな考え方もあるのだらうと思います。

従来の学校で全く地域との連携性がないところ、そういう地域では全く新規のこととして、地域の人たちが学校に入って関与するということがあると思いますが、稲城市は地域教育懇談会や学校の教科の運用自体に講師としてお呼びし、そこで地域のことを教えていただくことが非常に長い歴史があってやっております。これは、おそらく全国に向けて胸を張って誇れる地域との繋がりだと思っておりますが、この間コミュニティ・スクールというような制度ができて、そういうものを文部科学省も推奨するようになったというのは、学校単位ではなかなか問題解決に至らないために、地域と繋がりを作りなさいということだと思っております。当初そういうものを受け取った前教育長もおっしゃっていましたが、稲城市はそのような取り組みは昔からやっていると。その後、後追いで法律ができ、むしろ我々のところを真似して作ってきたような、後追いのものができたという形ですから、あまり先走ってそれを採用するというよりは、むしろ我々が一步先んじているのだという自負があったのだらうと思います。ですから、そこは共通認識として、稲城市の教育委員会としては持っていたきたいと思っております。稲城市の設立が最後になったとかそういうことではなくて、何十年も前から地域との繋がりを持っていますよと。今更、法律を基にやってくださいというのは、おかしいのではないの、というくらい

のプライドは持っていただきたいと思います。

その上で、稲城市が先行してやってきたことと、今回法律ができて、それに要請されていることがどの程度合致しているのか、合致していないのか、ということで、それを検討・整理したものが、今日の一つの整理なのかなと思って聞いていたわけですが、若干まだ整理が足りないのかなということと、今まで稲城市が先行してやってきた、その地域の人たちに対する敬意が不足しているような気がします。今の話でやっていくと、得てしてもめると思います。後追いで法律ができたからこれをやるのですと言って、十分な趣旨の説明が無いと、先行して地域教育懇談会等でやってきたメンバーからすると、自分達はもうずっと前からやってきたのに、それを否定されてしまう、あるいはそこでやっていることが少し役割として取られてしまい、新しくできた会議の方に移行されて、自分たちは少し評価が下がってしまうのではないかと思うのではないかと思います。そういう事柄を他の分野でも目にしているものですから、これまで行ってこられた地域の方に対する敬意は表した中で、なぜこれを今行うのかというところは、今一步説明が足りない気がします。そこで、原点に戻って、今何をやっているかということは、もう少し整理をされた方がいいのではないかと思います。担当課として、このコミュニティ・スクールに移行する前の現状として、学校運営連絡協議会そして学校支援コンシェルジュや地域教育懇談会それぞれがどういう役割でやっていたのかということも、もう少し整理してから、その中でどのように再編するのか。コミュニティ・スクールに基づく学校運営協議会というのを新規に作り、学校運営連絡協議会に類似しているから、こちらは自然解消みたいに消えてしまうのか、地域教育懇談会との関係はどうなのかということがはっきりしないので、既存の組織、組織の役割をはっきりした上で、新しく作るのか移行するのかというところはもう少し整理が必要かなと思います。

そこで、一番の違いというのは、今すでに学校運営連絡協議会というのがあります。すごく似たようなものを比較的最近の平成 20 年に作っていますよね。これは何でこれをこのタイミングで作ったのでしょうか。将来のコミュニティ・スクール化を目指すために、その一段階前のような段階で、こういった準備、助走期間でいずれコミュニティ・スクールになるために、学校運営協議会に移行するためにこれを作ってきたとか、そういう経緯なのでしょうか。それとも全く違う意図なのでしょうか。

**指導課長** この平成 20 年度の設置の前は、学校評価のことが話題になってい



た頃だったと思います。その際に、他地区では学校評議員等の設置等もあったということでございますが、稲城市においてはそういったものではなく、学校運営連絡協議会をもとに、学校評価の方にもご意見をいただくということで設置がされたというふうに認識しております。

**市長** これは名前がとても似ていますが、今の説明だとコミュニティ・スクールの方の学校運営協議会とは全く違う役割で、要するに学校運営の第三者評価を担うために用意したというように聞こえたのですが、そういう事でしょうか。

**指導課長** 現状のこの学校運営連絡協議会の内容としましては、そういった学校へのご助言等をいただく組織になっているところから鑑みますと、学校運営協議会の中身と大きく異なるところはないのですが、ただ元々の平成 20 年度の設置につきましては、学校評価の方の趣旨を受けたものと認識しておりました。

**市長** そうすると、学校運営連絡協議会は、コミュニティ・スクールとは全く関係ない次元で学校評価のため、その評価をする母体組織として作ったのだけれども、コミュニティ・スクールによって法律上その学校運営協議会を作らなければならない時に、やや役割的に似ているから、今まであった学校運営連絡協議会を発展的に解消し、新しい学校運営協議会の方に移行させようという理解でよろしいですか。

**指導課長** 事務局としては、そのように考えて参りました。

**市長** このところについては、廃止して新規に新しいものを作ることにあって、連続してあるという認識でよろしいですね。

それから学校支援コンシェルジュの方は、コミュニティ・スクールの方の補助金の用途を見ても、ある種、コミュニティ・スクール制度に基づいて学校運営協議会を作った暁にも、学校支援コンシェルジュの補助金の交付要件の一つとして、学校運営協議会を作りなさいということなので、これは、学校支援コンシェルジュと学校運営協議会は両方並列で残り、同時に設置するという想定で、役割としてはやや違うものであるという理解でよろしいですね。

地域教育懇談会については、稲城市独自のものであって、その所掌範囲、内容が全部こういったものとはまた違って、より広い概念を学校運営協議会がどちらかという学校運営について開いていこうということですが、地域教育懇談会は学校のみならず、先ほど吉田委員からもお話あったような放課後だとか、学校を取り巻く、より広い課題として扱えるということですから、これは今回廃止とするのではなくて、従来通り何も変えずに残していくと。そういう事務局案でよ

ろしいですね。

現行制度の整理の最後として、今回コミュニティ・スクールに移行するのは、国の方で法律で努力義務ではあるのだけれども、それに移行するのは、学校支援コンシェルジュの方の補助金が交付されなくなるから、やむなく作るというか、補助金のためにやるようなニュアンスだといけないと思うのですが、そういうことではないということですよ。

現行制度から新しい制度への移行についての方法の確認はそんなような状況ですが、それについてまず、共通理解でよろしいですか。

**加藤教育長** この新たな組織をつくるのに、今市長が言われました学校支援コンシェルジュと地域教育懇談会をうまく生かした形で学校運営協議会を作った方がいいのではないかと思います。学校運営連絡協議会をリニューアルした形でこの学校運営協議会に持っていくということであれば、地域教育懇談会は昭和60年からやっていて、その頃様々な案件があって、こういう形で地域の中で子どもたちを見ましようということできたと思っています。ですから、そのような組織はそのままその活動をしていただければなと思いますし、また、学校支援コンシェルジュにつきましては、地域の方たちがその学校の中に入って、講師や色々な指導をしていただくということがありますので、これはもう稲城市独自のやり方であるので、これらを生かしていけるような、稲城市バージョンとして作っていただければよろしいのではないかなと思います。

**市長** 今の教育長の視点というのは大事だと思うのですが、先ほどの関係だと今まで三つの組織があって、全部稲城市独自のものでしたが、今度は一つが法定の学校運営協議会となるわけです。連続性があるとは言っても、法定の協議会が一つ新規でできることになります。既存の取り組みと隔絶されて、別のものとしてできると、そこで断絶されてしまうことがあるので、できればその連携方法を考えていかなければならないところでの教育長からのご意見だったと思うのですが、連携方法について、何かアイデアがありますか。

**教育総務課長** 教育長、市長からもありました通り、今の学校運営連絡協議会との連続性を軸にとご説明させていただきましたが、連続性等がある形で今の良いところを活用してコミュニティ・スクールを作れたらなということで、今後検討して参りたいと思っています。

**市長** 要は、専任も違う次元で、それぞれ別で活動して、お互いに何をやっているか聞いたこともないというと、分離されていってしまうと思います。

例えば、地域教育懇談会という長い歴史があって、そこに保護者や保護者のOB等色々な人が入っていると思うのですが、学校運営協議会の方にも保護者代表を入れなくてはいけないのですよね。そうすると、保護者で学校運営協議会の方に入る保護者代表というのは地域教育懇談会の方から選ぶ等、そういう連携が人選の中であっていいのかなと思います。また、学校支援コンシェルジュというのは、学校で雇ってお願いしてやってもらっているわけですが、独任制のものですから、多分ないと思いますが、1人で単独で動いている人も中にはいるかもしれないですね。例えば、学校支援コンシェルジュは地域教育懇談会の会議に年に1回は出て報告をするだとか、あるいはこの学校運営協議会に活動実績報告をするだとか、そういう連携や人選での共通化や活動の共通化みたいなものは必要なのかなと思いました。

それでは、概ね「コミュニティ・スクール化」そのものと、それに基づいて法律上の学校運営協議会制度に移行していくことについてはご了解をいただいたということによろしいですか。

**杉本委員** 今までの説明にあったら申し訳ございません。学校運営協議会の長は誰がなるのでしょうか。

**教育総務課長** 会の中で会長を決めていくこととなります。

**杉本委員** そこを大きなポイントとして、移行していくときにも考えていく必要があるかと思っております。全国的には、地域の方の代表が長を務めている事例が多いのではないかと認識しておりますが、地域の中で学校の代表者が学校運営協議会の長と、地域教育懇談会の長と二つの長がいらっしゃるということになります。片方は学校運営についての会議の長であり、もう片方は健全育成についての長であるという、二つの長がうまく連携していくように配慮していくことも必要かなと思います。

学校の運営についての発言権を地域の方がそのように持つということは、今困っている学校の課題の解決にも繋がる機会にもなるかと思えますし、学校が学校の中だけで判断をしないということにも繋がると思えますので、そこはこの制度を生かしていただければと思っています。

**市長** 取り急ぎ、このコミュニティ・スクールに移行するというのと、新たな学校運営協議会を立ち上げ、外と既存の組織との連携性を持つということは総合教育会議の中で共通認識ということで今決まったわけです。

実際、移行した後のこの組織の稼働状況において、色々危惧することもあると思います。杉本委員がおっしゃられたことは、そこから先

のことになりますけれども、コミュニティ・スクールに移行して、実際に稼働し始めたときに、今の説明のままでいいのかどうかということに関して、少し心配しています。

これまでの学校支援コンシェルジュはコミュニティ・スクールに移行後も活動は変わらないと思います。また、地域教育懇談会もほぼ原形のままこれからも繋がっていくことになると思います。学校運営連絡協議会が学校運営協議会になるわけですが、今までの学校運営連絡協議会は、どちらかという校長先生から相談されたことについて意見を述べるのが第一となっています。そして、二番目に学校運営を支援するために校長をサポートするとあります。校長先生から相談されたことについては意見を述べるけれども、それ以外は校長先生を支えるということで、校長先生に文句を言ったりするような、そういう想定でないことになっています。

地域の人と学校との軋轢がないわけじゃないと思いますが、稲城市は長らく地域教育懇談会もやっていますし、面と向かって文句を言われる方は少ないのかなと思います。しかし、学校運営協議会は、法定協議会であるということと、一定の権限を持って、校長先生の運営方針を承認するというように、立場が変わってしまいます。校長先生から聞かれたことについて意見を述べるのではなくて、学校の校長先生が基本方針を諮問して、それに対してイエスかノーか決めることになります。そうすると、運営の仕方によっては、会が荒れてしまうこともあるかと思います。先生方も、関わっていただく地域の人もあくまで子どもの教育目線で、子どもたちの健やかな成長を願い、一致団結すれば大きな意見の差もないのかもしれないですが、学校の運営について色々なご意見もある人もいるでしょうから、そういった中で流されてしまうといけないと思います。

今までと異なり一定の権限を持っている以上、所掌範囲を広げていいのかどうかという論点はあるわけですが、学校運営協議会の役割とすると、三点だけとなっています。

一点目は、校長先生が作成する学校運営の基本方針を承認することです。これは承認するわけでありますから、校長先生の基本方針がこの地域に沿わないということであれば、それを改善しようと求めることも当然できるわけであります。

二点目は、学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるということであります。これも子どもの教育目線でこのようにした方がいいということに範囲が限られればいいですが、何でもいいとなると大変なことになります。例えば、いわゆる学区域の変更は、学区は廃

止して自由に選ばせて欲しいだとか、あるいはこの何丁目のところだけ三小ではなく、六小にしてほしい等、そのような話まで広がっていってしまうと、トラブルの元なのかなと思います。学区の決定は教育委員会規則において定めるということになっており、教育委員会の専権事項となっています。意見を述べる機会を与えるか、というのは別として、そこを審査する話ではないですから、学校運営に関することというのは、それがどこまでもいいですよという話になってしまうと、トラブルの原因なのかなと思います。

三点目は、教職員の任用に関して意見を述べるができるようになることです。これが一番心配しておりますが、例えば、この先生は能力が足りないから辞めさせてほしいということが言えるようになってきてしまいます。コミュニティ・スクールというのは、運営側からすると非常に耳の痛いことをあえて言うていただくという役割があるわけですが、これがどこまで極端な意見になっていくのか。あまり規制するのもおかしいかもしれないですが、やはり法定協議会であり、権限が付与される範囲があるわけですから、この役割については厳密に規定をしないといけないと思います。何でも意見を言うていただいてもいいですよとしてしまうと、どこまでもクレームを聞かなければいけなくなり、学校運営の破綻に繋がるのではないかと少し心配になってしまいます。

教育課程について意見を言うのは的外れですから、それは載せてはいけませんよね。また、ここで言っている学校運営とは違うのではないかなということがあります。制度的にはこういうふう書いてあるけれども、実際の運営については、こういうことをやってもらうのだとある程度具体例を示していかなければならないと思います。また、ここから先はこの場ではなくて、教育委員会の場で民主的に決定することにしていかなければいけないのではないかとと思うのですが、その辺りは皆さんどうでしょうか。

**加藤教育長** 市長が言われたところで、他市の状況について何かわかっている内容があれば教えてください。

**教育総務課長** 人事の件につきましては、我々も心配なところがありましたので、調査いたしました。例えば、人事につきましては、個人的な人事については、意見は述べられず、この学校はこういう特色があるので、そういった能力のある先生を採用してほしい等の形での意見にするよう規則等で工夫している例がいくつかございます。

**加藤教育長** そうなると、稲城市においてもこの組織を作ったときに、意見を述べられる詳細な規定を作る必要があるのだろうなと思います。学校支

援コンシェルジュ、地域教育懇談会があるので、他市の状況等も参考にしながら、稲城市にふさわしい協議会を作っていっていただければいいのかなと思います。

**教育総務課長** 先行している市がいくつかございますので、先行市の課題等も参考にしながら、規則で定められるところは定めていく等の工夫はしていきたいと考えております。

**市長** 今日の総合教育会議については、コミュニティ・スクールに移行するかどうかという頭出しであり、細かい要件や協議事項等の詳細については、次の機会に示していただき、具体的な協議をしたいと思いますが、このコミュニティ・スクールの開始はいつを予定しているのですか。

**教育総務課長** 令和4年4月から、開始できる学校についてはやっていきたいと考えています。

**市長** では、あと1年間議論ができるのですね。

次回の総合教育会議では、学校運営協議会の三つの役割について具体的にどのように考えているのか示していただいて、また、協議事項の制限についても考えなければならないと思います。

一方で、役割の一番目の基本方針の承認については、法律上の承認を得なければならないということですから、重たい案件ですよ。校長先生が作った基本方針について、もし学校運営協議会が承認しない場合、承認が取れなくても仕方がないとなってしまうと、法律違反になってしまいます。多数決もあるでしょうから、全員承諾ということではなくてもいいのだろうけど、時間をかけて話し合ったとしても、結局は学校運営協議会の方で承認が取れないものをそのままいいということはないので、それは厳しいものがあると思います。

ただこの法律自体も、厳しく外部機関を作って学校・校長先生含めて、地域住民の目から縛り上げるという視点で作っているのかと思いきや、条文を読んでいくとそうでもなく、協調関係ということになっています。先ほど今泉委員が引用された法律第47条の5第4項には、学校運営協議会の承認を得なければならないとなっています。これは非常に厳しいですけれども、一方で同条第5項を読むと、学校運営協議会はこの地域住民全員が地域住民は前項に規定する基本的な方針が一旦決まったら、それを地域の方々に協力するように要請するようように、協調関係の記載があります。地域代表として学校を締め付けて、外部監査を行い、「ちゃんとしてください」というスタンスでもなく、法律はこう書いてあるけれどそんなに対立関係ではなくて、もう少しやんわりと校長先生と膝を突き合わせてみんなで考えていき

ましよう。決まったことは地域の人にもそれを守ってもらう、あるいは学校に協力をするように学校運営協議会の方から協力をしまし  
ようよという支援体制ですよ。第5項を見ると、趣旨的には稲城市  
の元々の要綱で、学校運営連絡協議会を作っていたのとやや似てお  
り、そんなに厳しく監査をしようという趣旨ではないだろうと思うの  
ですが、その辺りを含めて、役割三点の詳細は事前に決めておいた方  
がいいと思います。

学校運営協議会は、学校ごとに18個作るのですか。

**指導課長** 学校ごとの設定もできますし、例えば、中学校ブロックで一つとい  
うことも法律上では可能となっております。

**市長** それはどちらを考えているのですか。

**指導課長** 現時点では、まだそこまで煮詰めておりません。

**市長** 地域教育懇談会の繋がりや連携を考えると、地域教育懇談会が中学  
校区ごとなので、それに合わせて設置した方が、連携が取りやすいの  
かもしれないですね。18個も作ると、色々と暴走すると大変だと思います。  
1校1校で作ると、何々先生が嫌だから変えてほしい等、そう  
いう個別の議題になってしまいますよね。それは議題にしてはいけな  
いと言っても、どこに書いてあるのですか、という話になります。う  
まく協調関係で、地域の連携の中で子どもたちの教育を伸ばしてい  
こうという趣旨に合うように運営していかなければなりません。

**杉本委員** 地域教育懇談会と同じようにブロックごとということも一案とし  
てあるかもしれないのですが、そのような場合、小中一貫校ですとか、  
また、コミュニティ・スクールとは別の視点での制度設計としての小  
中一貫教育ですとか小中一貫校、その辺りの組み合わせも必要なルー  
ルなのかなと認識しております。

**市長** それも全部いろんな方法がありそうですね。この場でどっちにしま  
しようということではないかもしれませんが、地域教育懇談会との絡  
みで、中学校ブロックごとに小中一貫で、この学校運営協議会を作る  
のが一つの案かもしれませんが、そうすると、杉本委員が心配される  
ように、小学校の課題と中学校の課題が違ったりしますから、それを  
一緒にやるのもどうなのかなということ。

学校運営協議会の数の案としては、全校別々に18個を作るという  
案、中学校ブロックごとに6個作るという案がありますね。小中一貫  
校だと課題が違うとなれば、例えば中学校は6個作り、小学校の方は  
12個作らないで、そこの近辺の中学校ブロックごとにまとめて2、3  
校ずつ作るのも案としてあるのかもしれないですね。いずれにしても、  
何を目的に作るのか考えて、どう組織を作っていけばいいのかと

考えた場合、どれがいいのかということですよ。市で1つということはないわけですよ。

**加藤教育長** 他市で学校ごとに作っている方が多いのかどうか、その辺りについては、まだ調べがついてないと思いますので、次回はその辺りも資料を提供していただければありがたいなと思います。

**市長** 他に、コミュニティ・スクールに移行した場合のご心配事だとか、こうしたらいとかご意見がありましたら、お願いします。

先ほどからお話していますように、今日この場で全部決まるわけではなく、今日この場で決まったことは、コミュニティ・スクールに令和4年4月1日には移行すること、そのために後1年間かけて議論をして準備をして移行していくこと、原型は法律通りですが、問題は、どういう組織を作ってどのようなことを所掌していくのか、運営のやり方等々が全く今のところ白紙状態なので、今後検討するにしても、できれば次回開催の時までにはある程度詰まっているようお願いをしたいなということでもあります。その上で何かさらにこうした方がいいとか、ご意見があればお願いします。

**澁谷委員** どのような組織で作るかというお話だったと思うのですが、例えば三鷹市は小中一貫で「学園」というものでやっています。そのようなところはこうしている等、そのような詳細なデータをもとに、本市はどのようなあり方をとればいいのか考えた方がよろしいかと思います。ただ、「何市がやっています」だけではなく、具体的にこういう場合は、このようにしているという細かなところを教えていただいた方が、本市にあった組織を作ることができるのではないかと思いますので、その辺りについて、事務局お願いいたします。

**市長** 稲城市は後発ですから、澁谷委員がおっしゃるように、ある程度十分先行事例を確認した上で、稲城市にとって何がいいのかを練りながら設計をしていくと。もちろん、スタート地点で100点満点ということはないかもしれないですが、必ずしも先駆的な市ではないので、先行例を調べてやっていきたいと思います。

**杉本委員** 今後リサーチするということに関連して、一つお願いがあります。表から見た事例としては、三鷹市のように小中一貫校を作っていて、そして一緒にコミュニティ・スクールを作り、こんなふうにして協議会をどのくらい開いている、というリサーチはできるかとは思いますが、コミュニティ・スクールですとか、それから本市の学校の様々な地域との一緒にしてきた活動にしても、やっぱり中を見ないと、本当の成果や効果が分からないことがかなり多いかなと思っています。中を見なければ、という多少抽象的な言い方をして申し訳ない



のですが、このような事例の時に、このように学校としては適切な判断ができたとか、そのレベルのところまでの例が見つかる、実際どんなふうに運用していくかというヒントになるかもしれないなと思っています。なかなか他地区の事例を集めるのが難しいかもしれませんが、例えば、いじめが起きたときに協議会があることで、このように対応したとか、そのようなレベルで分かればいいかなと思っています。

それから、地域教育懇談会について、本市は大変成果があると思います。このように昭和の時代から継続して衰退することなく、ますます充実発展している組織というのは全国的にも珍しいかなと思っています。私も校長として地域教育懇談会に関わったことがあるわけですが、最近の地域教育懇談会は、健全育成からもう少し進んで、例えば学校の教育活動、E S Dをどうしているかですとか、そういったところにまで話し合いを進めたり、子どもたちの挨拶の状況ということでテーマを決めて1時間たっぷり話し合ったり、又は、東京都からS N Sの専門家を呼んで研修会を行う等、様々なパターンを持ってかなり活性化している状況もあります。そのように、地域教育懇談会そのものが今何をしているかというところも、リサーチを是非していただきたいなと思っています。

#### 加藤教育長

地域教育懇談会についてですが、杉本委員が言われたように、各学校でバラエティに富んだ色々な活動をしています。中には、幼稚園や保育園での指導の内容あるいは、地域との内容があり、また、向陽台地域では、防災教育に地域教育懇談会も入って、一緒に地域の人と学校とやっているだとか、色々な地域との繋がりがりますので、この地域教育懇談会については、歴史ある稲城市のそういった青少年を育てるというものである、これは長く続けていっていただければと思います。また、こういう活動を稲城市として行っているということをもう少しPRしてもよろしいのかなと思っています。

そして、平成20年から始まっている学校支援コンシェルジュですが、例えば学校の先生が長縄を作りたいけれど、教えていただける先生を探す時に学校では分からないので、地域の人が入って中継をし、〇〇さんならいいのではというような形でコンシェルジュをやっており、色々な地域の人たちとの絆も増えるのではないかと思います。その辺りも含めて、新しい組織を作るのであれば、古い組織との繋がりをうまくやっていってもらえればよろしいのかなと思っています。

#### 今泉委員

少し細かいところになってきますが、地域に開かれたということで、コミュニティ・スクールができ上がった暁には、社会に開かれた

学校という形になるかと思いますが、学校運営協議会としては、まだ1校に一つとか決まっているわけではないですが、でき上がったときには、大体どのくらいの人数になるのでしょうか。

**市長** 現行が10人以内と記載してありますが、どれぐらいをイメージしていますか。

**指導課長** 現行の学校運営連絡協議会は10人以内ということで設定をしております。学校運営協議会につきましては、特段の表記がないというところで、現状をそのまま活用するというのであれば10人以内くらいが妥当かというふうに現時点では考えております。

**教育総務課長** 他市の状況では、人数的に10人から多いところでは20人というところもありますが、12人とか15人としているところが多いかと思えます。

**市長** これはあまり多ければいいというものではないですね。校長先生の運営方針の善し悪しを決めるとなると、人数が多いと話がまとまらなくなってしまいますので。

それでは、これ以上なければ、これで閉会とさせていただきたいと思います。長時間にわたり、活発なご議論ありがとうございました。以上をもちまして、総合教育会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以上